

令和3年度「働き方改革関連法に関する説明会」のご案内 (医師の働き方改革、医師等の宿日直許可基準について)

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)が平成31年4月1日から順次施行されているところですが、医業に従事する医師については、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されていることから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要となっています。そのため、福岡労働局、福岡県及び公益社団法人福岡県医師会が連携して、労働時間に関する法制度等の周知と理解の促進に向けた「医療機関に対する労働時間等説明会」をリモートにて開催することといたしました。

つきましては、業務多忙の折とは存じますが、本説明会の趣旨をご理解の上、貴施設において「働き方改革」に取り組まれる管理者の方等にご参加いただきますようご案内いたします。

Zoomでのライブ配信による参加のみです。

- 1 共催 福岡労働局(事務局)、福岡県、公益社団法人福岡県医師会
- 2 日程、内容

- (1) ライブ配信日時(Zoomによるウェビナー)
令和4年3月29日(火)午後2時00分～午後4時00分
- (2) 内 容
医師の働き方改革
講師：福岡県医療勤務環境改善支援センター 社会保険労務士 鷓木 秀雄

医師等の宿日直許可基準について
講師：福岡労働局労働基準部監督課 主任労働基準監察監督官 坂田 憲一郎

適正な有料職業紹介事業者の利用について
講師：福岡労働局職業安定部需給調整事業課 課長 鶴田 岳
- (3) 受講対象者
各施設の管理者等(院長、医師の働き方改革や労働時間管理をご担当される管理者、事務長、人事労務担当者など)
- (4) 説明会資料について
後日受付サイトに資料を掲載しますので、受講される方が各自で印刷してください。

- 3 参加費 無 料

- 4 お申し込み 参加申し込みは、**3月24日(木)までに下記受付サイト**にお願いします。

URL: <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp>



労働局 受付サイト

で検索!

(問い合わせ先) 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
福岡合同庁舎新館4階
福岡労働局労働基準部監督課 坂田、井本

TEL 092-411-4862、FAX 092-475-0183



申込先QRコード